

長生村障がい者活躍推進計画

機関名	長生村役場
任命権者	長生村長
計画期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）
長生村役場における障がい者雇用に関する課題	<p>長生村役場は、職員総数が120人程度の機関であり、法定雇用率を上回る障がい者が在籍している状況である。</p> <p>法定雇用率の達成を維持するとともに採用した障がい者である職員の活躍のために、更なる体制整備や相互理解のための取り組みが必要であるため、誰もが働きやすい職場環境の整備に努める。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>【実雇用率】法定雇用率以上</p> <p>（参考）令和元年6月1日時点の実雇用率：2.5%</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理</p>
②定着に関する目標	<p>なし</p> <p>※今後障がい者である職員の定着状況を把握予定</p>
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者雇用推進者として、総務課長を選任する。 障がい者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には3ヶ月以内に専任するとともに、選任しようとしている者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障がい者職業生活相談員認定講習を受講させる。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> 従来の職務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に面談を行い必要な配慮等の有無を把握するとともに、その結果を踏まえ継続的に必要な措置を講ずる。
4. その他	<p>国等による障害者就労施設等からの物品調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p>

